

View this email in your browser



Eurofins – PFAS Update

腸内細菌がPFASを吸収？最新研究が示す新たな知見

＊本メールマガジン“PFAS Update”はEurofinsと過去にお取引いただいたお客様及び、グループ担当者と名刺交換いただいた皆様に向けて発信しております。

Eurofinsグループはグローバルのネットワークを通じ、昨今各国で加速を見せるPFAS関連規制をモニターしております。
また、各種規格試験への対応、並びに分析方法の自社開発も世界中で行っております。
このPFAS Updateで最新情報をお届けすると共に、分析を通じて、お客様は勿論のこと、消費者の皆様の“安心・安全”をサポートさせていただきます。

平素よりPFAS Update をご覧いただき、誠にありがとうございます。
本年もPFASに関する最新の研究動向や規制情報など、正確かつ分かりやすくお届けしてまいります。

89回目の配信となる今回は「腸内細菌がPFASを吸収？最新研究が示す新たな知見」と「LC-PFCAs化審法第一種特定化学物質指定に係るパブリックコメント結果」について紹介させていただきます。

腸内細菌がPFASを吸収？最新研究が示す新たな知見

2026年最初の配信では、注目を集めている最新の研究結果をご紹介します。

PFASの健康影響が懸念される中、英国ケンブリッジ大学のKiran R. Patil教授らの研究グループは、ヒト腸内細菌がPFASを細胞内に取り込んで蓄積する能力を持つことを報告しました。^{*1)}

本研究では38種類のヒト腸内細菌株を対象に検証が行われ、PFASがごく低い濃度から存在する場合でも、短時間のうちに細菌の内部へ取り込まれることが確認されています。
また、特にBacteroides uniformis（ヒトの腸内に多く存在する代表的な腸内細菌）など一部の菌株では、周囲の環境中よりもはるかに高い濃度までPFASが細胞内に集積しても、細菌の増殖が阻害されないことが示されました。

さらに、本研究では細胞実験だけでなくマウスを用いた検証も行われており、腸内細菌がPFASの生体内動態に関与する可能性が示されています。
現時点では細胞実験および動物実験による基礎研究であり、こうした知見を人に応用するには、今後さらなる研究が必要です。

^{*1)} [Human gut bacteria bioaccumulate per- and polyfluoroalkyl substances | Nature Microbiology](#)

お問い合わせ

環境PFASサービスページ

PFASに関する資料を随時配信しております。
全て無料ダウンロード可能ですので、以下リンクよりぜひご覧下さい。

＜配信コンテンツ＞

- ・米国国防総省の最新報告にみるPFASの戦略的用途と規制動向
- ・EUのPFAS規制シリーズ（全3部作）
- ・米国のPFAS戦略 連邦政府が発表した5年間の PFAS戦略の全容
- ・PFAS分析時の水質サンプリング方法 など

PFAS資料集

LC-PFCAs化審法第一種特定化学物質指定に係るパブリックコメント結果

2025年10月3日に公表された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるクロルビリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸（長鎖PFCA）とその塩及び長鎖PFCA関連物質に係る措置（案）」に係るパブリックコメントの結果が公開されました。LC-PFCAsに関する部分の概要を以下の通りお知らせします。

第一種特定化学物質と指定する物質について

意見：LC-PFCAs(C9-C14)と出来ないか
回答：ストックホルム条約に基づき、LC-PFCAs(C9-C21)が妥当であり、指定する

不純物について

意見：許容される不純物濃度はいつ公開されるか
回答：濃度基準は無く、微量でも含まれる場合は第一種特定化学物質となる。
不純物についての取り扱いは別途通知に従って手続きを行うこと

輸入禁止とされる製品について

意見：遅くとも施行の半年前までに開示していただきたい
回答：早期の改訂および周知に努める

標準物質及び分析法が確立していないLC-PFCAのBAT報告について

意見：ロットごとに分析が求められると費用が高額になり消費者負担増につながる
回答：今後の化審法運用の参考とする
意見：複製が認められた場合の報告は個別か合算か
回答：指定された化学物質ごとに報告が必要
意見：推奨される分析方法について規制前に示されるべき
回答：事業者で判断すること
意見：分析方法などが無い物質は含まれることが認められた状態にならないので報告は不要か
回答：事業者で判断すること
意見：含まれることを認識せずに製造・輸入した場合の罰則、回収要否等はあるか
回答：個別のケースには回答できないが、罰則は化審法の第八章を確認すること

LC-PFCAs(C9-C21)については上記意見の通り標準物質や明確な分析方法が確立しておりませんが、弊社ではこれらの物質についても定量もしくは半定量を実施しております。製品中のLC-PFCAsをはじめ、各種PFAS非含有の確認を検討されている方は、どうぞお気軽に弊社までお問い合わせください。

参考資料：
[化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるクロルビリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸（長鎖PFCA）とその塩及び長鎖PFCA関連物質に係る措置（案）に関する意見募集の結果について | e-Govパブリック・コメント](#)

製品PFASサービスページ

お問い合わせはこちら

【バックナンバーダウンロード】
メルマガ「Eurofins – PFAS Update」をお読みいただいている皆様に、バックナンバーをダウンロードいただけるページをご紹介します。

ボタンをクリックしてご確認ください。

ダウンロードはこちら

今後メールマガジンを希望されない方は[こちら](#)から配信停止して頂きますようお願い申し上げます。
今後も最新情報をご提供して参ります。
変わらぬご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ユーロフィン日本環境株式会社 横浜PFAS事業部
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社 プロダクトテストング事業部
〒236-0003 横浜市金沢区幸浦2-1-13

本メールに関するお問い合わせは[こちら](#)